

令和6年度

真木地区簡易水道施設整備工事
(県道舗装本復旧工)

特記仕様書

大 月 市

目 次

第1章 総 則	2
第1節 一般事項	2
第2節 安全対策	5
第3節 工事全般	6
第4節 その他	7

第1章 総 則

第1節 一般事項

第1条 工事概要

本工事は、舗装本復旧工事を請負により施工するもので、工事の内容及び特記事項は下記のとおりである。

1. 工事名

真木地区簡易水道施設整備工事（県道舗装本復旧工）

2. 工事の場所

大月市大月町真木地内

3. 工事の概要

舗装本復旧工

表層工（再生密粒度 A s (13)） 昼間施工 A = 9 7 4 m²

表層工（密粒度ギャップ A s (13)） 昼間施工 A = 6 0 6 0 m²

管路工（給水管布設工）

給水管取出工 φ 2 5 × 1 箇所

給水管取出工 φ 1 3 × 4 9 箇所

4. 工事時間及び交通規制方法

①工事時間

午前8時30分から午後5時00分の昼間施工とする。

施工にあたり、関係機関・自治体等から時間的制約条件を付された場合は、速やかに監督員と協議するものとする。

②交通規制方法

県道桑西下真木線

(1) 片側交互通行 昼間施工 施工時間外は交通開放

(2) 交通整理時間 8時30分～17時00分

(3) 配置人員 219人

(4) 交通整理期間

現道上で、舗装工等を施工する期間を55日間とし、各日3人配置
※舗装版切断工、区画線工等の日数を含む。

現道上で、管路工を施工する期間を27日間とし、各日2人配置

※施工条件等に変更が生ずる場合は、監督員と協議するものとする。

③交通開放

日曜及び交通管理者の指定する日は工事を休工とし、交通開放することとする。また、施工時間外についても即日復旧により交通開放することとする。

5. 発生残土処理

本工事により発生する建設発生土は、甲州砕石(株)初狩鉱業所に処分するものとする。処分地までの建設発生土の運搬距離は7.5km以内とする。

ただし、これにより難しい場合は監督員との協議により変更できるものとする。

6. 建設副産物処理

本工事の施工により発生するコンクリート塊、アスファルト塊は、廃棄物処理法に基づき該当廃棄物処分業の許可を取得している再資源化施設で適正に処分するものとする。

7. 工事共通仕様書

本工事の共通仕様書は、令和5年1月1日改訂山梨県県土整備部発行 建設工事必携（土木工事共通仕様書）を適用とするものとする。

8. 交通誘導員の選定

施工条件等により必要な場合は、交通誘導員のうち1名は警備員検定合格者を選定すること。この場合には、監督員と協議するものとする。

9. 完成図書

監督員の指示に従い整備し、製本のうえ提出すること。

電子納品については、下記11.その他⑨に記載のとおりとする。なお、提出部数については別途指示する。

10. その他

①提出書類

提出書類を工事請負契約関係の書式集及び「大月市請負土木工事ハンドブック」（令和4年4月1日改訂）を参考に提出するものとする。これに定めなきものは、監督員と協議の上、提出するものとする。

②工事に対する地域住民等の理解と協力の周知について

請負者は、地域住民等に工事に対する理解と協力を得るとともに、工事の進捗に合わせ随時近隣住民等へ工事状況等を回覧等により周知を図るものとする。

③施工体制台帳の提出について

下請負金額が4千5百万円以上となった場合、請負者は施工体制台帳を提出しなければならない。

④道路占用物件の調査と近接施工について

請負者は、本工事区間内の占用物件について、工事着手前の現地調査と占用企業者との事前打合せを十分に行うものとし、施工にあたっては占用企業者の立会を求め入念な施工を行うものとする。

⑤本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第249号 最終改定平成9年10月3日付建設省経機発第126号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械、又は平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械（黒煙浄化装置付）を使用するものとする。

ただし、これにより難しい場合は、監督員と協議の上設計変更するものとする。

機 種	備 考
一般工事用建設機械 ・バックホウ・トラクタショベル（車輪式）・ブルドーザー・発動発電機（可搬式）・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット（以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシーンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているものは油圧ハンマ、バイブロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機）ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ・ホイールクレーン	ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kw以上260kw以下）を搭載した建設機械に限る。

⑥低騒音型建設機械の使用

本工事において使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定」（H9.7.31 建設省告示第1536号 最終改定H12.12.22 建設省告示第2438号）に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。

⑦個人情報の保護について

工事に伴い知り得た個人情報は、工事の完成目的以外に用いてはならない。また、必要に応じ個人情報保護に関する法令及び条例を遵守するものとする。

⑧関係法令について

工事施工にあたっては、建設業法、道路法、道路交通法、労働安全衛生法等、関係諸法令、諸官庁の通達、工事施工に関する協定事項等を遵守し、関係諸官庁への届出及び許可申請手続き等を、速やかに行い監督員に報告するものとする。

⑨下請け施工体系図の作成及び提出

「山梨県暴力団排除条例の施行に伴う、公共工事からの暴力団排除」を目的として、受注者は、下請負者を用いる場合には、金額・工種の如何にかかわらず、末端の下請負者まで反映させた、「下請施工体系図」を作成し、遺漏・誤謬が無いよう記載内容を十分確認の上、遅滞なく監督員へ提出するものとする。また、提出した「下請施工体系図」の内容に変更が生じた場合は、その都度変更するものとし、遅滞なく監督員へ提出するものとする。

⑩電子納品

○電子納品

本工事は、電子納品対象工事とする。

電子納品とは対象となる工事完成書類を電子データで納品することをいう。

○電子納品作成要領

納品する電子データは、「山梨県県土整備部電子納品要領」（以下、要領という）及び、山梨県県土整備部電子納品運用マニュアル」（以下、運用マニュアルという）に従い作成する。エラー等が発生した場合は監督員と協議し決定するものとする。

○電子納品対象書類

工事完成書類のうち、出来形管理図、施工図、竣工図及び工事写真を電子納品の対象とする。

提出する電子データの形式については、監督員と協議し決定するものとする。ただし、紙ベースで提出することも可とするものとする。

○電子媒体提出部数

成果品は、要領および運用マニュアルに基づいて作成した電子データを、次のとおり提出する。

電子媒体（CD 又は DVD）は 1 部とし、工事写真については、着工前・完成について数枚印刷したのものも 1 部提出すること。

また「電子媒体管理書」（山梨県技術管理課のホームページ）

(<http://www.pref.yamanashi.jp/gijutsukanri/97667770858.html> からダウンロード可能)

も忘れずに添付すること。

第 2 条 工 期

本工事の工期は、着手指定の日から別途指示期間とする。

第 3 条 関係法令等の遵守と手続き

工事施工にあたっては、道路法、道路交通法、市街地土木工事公衆災害防止対策要綱、労働安全衛生法等、関係諸法例、諸官庁の通達、工事施工に関する協定事項などを遵守し、諸官庁への届け出および許可などの手続きを、すみやかに行い監督員に報告すること。

第 4 条 不法無線局搭載車の排除

1. 不法・違法無線局を搭載した車両を使用しないこと。また、搭載させないこと。
2. 取引関係のあるダンプカー事業者が不法無線局搭載車を使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
3. 以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

第 2 節 安全対策

第 5 条 安全対策

1. 安全訓練等の実施

本工事の施工に際し、現場に即した安全訓練等について、工事着手後原則として作業員全員の参加により一ヶ月あたり半日以上時間を割り当て、下記の項目から実施内容を選択し安全訓練等を実施するものとする。

- ① 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
- ② 本工事における内容等の周知徹底
- ③ 土木工事安全施工技術指針等の周知徹底
- ④ 本工事における災害対策訓練
- ⑤ 本工事現場で予想される事故対策
- ⑥ その他、安全訓練等として必要な事項

2. 安全訓練等に関する施工計画書の作成

施工に先立ち、本工事の内容に応じた安全訓練等の内容に応じた安全訓練等の

具体的な計画を作成し、監督員に提出するものとする。

3. 安全訓練等の実施状況報告

安全訓練の実施状況をビデオ等または工事報告（工事日報及び写真帳）に記録し、工事完成時に書類とともに報告するものとする。なお、工事期間中であっても監督員が実施状況の確認を必要とする場合は、速やかに中間報告するものとする。

4. 特記事項に記載なき事項について

当特記仕様書に記載なき事項に関しては、その都度監督員と協議するものとする。

第6条 防護施設

工事施工に必要な防護施設の設置にあたっては、現地の状況を十分に把握し、安全性、経済性、細部構造等について請負者が十分に検討を行い、請負者の責任において決定し施工するものとする。

第3節 工事全般

第7条 工事用仮設道路及び資材置場等について

工事用仮設道路及び資材置き場等を任意に設置する場合、監督員と協議の上、規模構造等については必要最低限度とし工事終了後は原形に復するものとする。また、これに要する費用は請負者の負担とするものとする。

第8条 再生資源利用計画（実施）書および再生資源利用促進計画（実施）書の提出

請負者は、工事請負代金額（消費税を含む）100万円以上の全ての工事（廃棄物、副産物の有無に関わらず）について、国土交通省のホームページから「建設リサイクル報告様式（計画書・実施書）（EXCEL様式）」の最新バージョンをダウンロードし、出力した再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を1部（紙）監督員に提出するものとする。（以前より使用していたクレダスを使用した様式での提出はH30センサスに対応していないため不可）

工事完了後は速やかに、当初出力した工事データを実績値に修正した再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を出し、1部（紙）を完成書類に添付し、また、電子データをCD等により監督員に提出するものとする。

なお、入力した工事データは自社で1年間保管するものとする。

※入力時の最新版を下記の方法により入手すること。

国土交通省ホームページからダウンロード

URL http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm

第9条 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間

1. 現場施工に着手するまでの期間

請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間：工事始期日以降30日以

内)については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。
なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督員との打合せにおいて定める。

2. 検査終了後の期間

工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、請負者に通知した日（「完成検査結果通知書」等における日付）とする。

第10条 現場代理人・主任技術者の配置について

本工事は、令和2年2月1日施行の「大月市発注工事に関わる現場代理人及び主任技術者の他工事との兼任を一部認める措置実施基準」に基づき、現場代理人及び主任技術者の兼任を認める対象工事とする。

第11条 工事实績情報サービス（CORINS）登録

請負者は、受注時又は変更時において、工事請負代金額が500万円以上の工事について、実績情報システム（CORINS）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録すること。登録対象は、工事請負代金額500万円以上の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。

なお、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金額のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。ただし、工事請負代金額が2,500万円を超えて変更する場合には変更時登録を行うこと。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」が請負者に届いた際には、その写しを直ちに監督員に提示すること。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略することができる。

第4節 その他

第12条 その他

この特記仕様書に記載なき事項については、社団法人日本水道協会発行水道工事標準仕様書【土木工事編】及び山梨県県土整備部発行建設工事必携（土木工事共通仕様書）によることとする。これにより難しい場合は監督員と協議し決定するものとする。